

## 議題第3号

### 市からの報告事項について

#### 1 記念樹交付事業の廃止について

記念樹交付事業は、出生や転入等市民の人生の節目を記念して市から記念樹を交付する事業であり、昭和49年から続いている。令和2年度まで、出生・転入を記念してウメを、長寿（満70歳）を記念してアジサイの苗木を交付していたが、生活様式が変化するに伴い、苗木のニーズが減少し、年々交付率が低迷していることを踏まえ、令和2年度の交付をもって事業を廃止することとした。

#### 2 生垣設置奨励補助金交付要項の緩和について

本市では、緑豊かな住みよいまちづくりを進めるため、新たな生垣を設置される方に補助金を交付している。令和3年度からは、より多くの市民が利用できる補助金として運用すべく、交付要項の一部を緩和することとする。要項緩和の詳細は別紙参照。

## 1 記念樹交付事業の廃止について

### 〈参考資料〉記念樹交付事業の交付実績について

交付実績（過去5年間）

		H28	H29	H30	R1	R2
出生 ウメ	対象者数	2,413	2,408	2,231	1,403	1,951
	交付数	346	366	353	261	260
	交付率	14.3%	15.2%	15.8%	18.6%	13.3%
転入 ウメ	対象者数	6,072	6,064	6,153	5,150	6,280
	交付数	119	120	102	108	128
	交付率	2.0%	2.0%	1.7%	2.1%	2.0%
長寿 カシワバアジサイ	対象者数	3,265	4,172	3,914	3,916	3,698
	交付数	1,390	1,690	1,651	1,524	1,554
	交付率	42.6%	40.5%	42.2%	38.9%	42.0%
総計	対象者数	11,750	12,644	12,298	10,469	11,929
	交付数	1,855	2,176	2,106	1,893	1,942
	交付率	15.8%	17.2%	17.1%	18.1%	16.3%

## 2 生垣設置奨励補助金交付要項の緩和について

【方針】多くの市民が利用できるよう、補助の対象となる条件を緩和する。

### 【現在の交付条件】

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる生垣は、次の各号に該当するものとする。ただし、立地条件等に特別な事情がある場合は、この限りでない。

(1) 水戸市内の住宅用地において、新設するもの又は既存のブロック塀等を取り壊し、生垣に改造するもの（国または公共団体の設置するものを除く。）

(2) 公共用道路に面するもので、その延長が5メートル以上であるもの（道路の幅員が4メートル未満の場合は、その中心線から2メートル以上後退させて設置するものに限る。）

(3) 樹木の高さがおおむね1メートル以上で、相互に葉の触れ合う程度に列植され、生垣の外観を備えるもの

(4) ブロック塀等の内側に設置するもので、当該ブロック塀等の高さがおおむね50センチメートル以下であるもの

(5) この要項による補助金の交付を受けた生垣の設置場所と同一の敷地に、設置するものでないもの

(6) 販売を目的とする住宅用地に設置するものでないもの

(7) その設置について国または地方公共団体から補助又は補償を受けたものでないもの

### 【変更案】

(2) 公共用道路もしくは隣接敷地境界に面するもので、その総延長が5メートル以上であるもの（道路の幅員が4メートル未満の場合は、その中心線から2メートル以上後退させて設置するものに限る。）

### 【変更の理由】

生垣を設置するにあたり、道路に面している部分ではなく（または道路に面している部分に加えて）隣接敷地との境界にも生垣を作りたいという声が多かったため。現状、このような場合には道路に面している部分のみ補助対象とみなし、それ以外の部分は補助対象外として自己負担としている。

今回の変更は隣接敷地境界に設置される生垣についても補助対象とすることで、対象範囲を広げ、市民の利用しやすい補助金として運営していくことが狙いである。

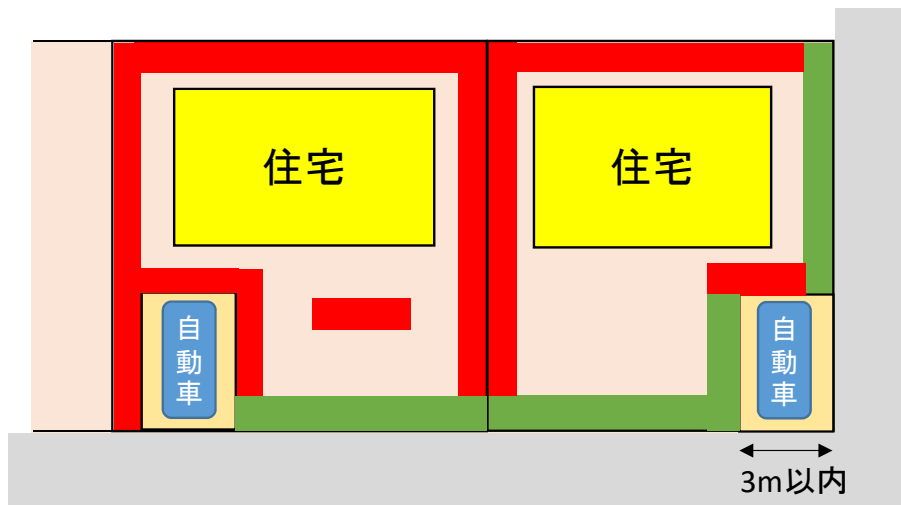
また、設置場所の対象拡大に合わせて、従来は一連で5メートル以上なければ補助対象とみなされなかったが、これを総延長へ変更し部分的に5メートルに満たない部分があっても対象とみなすこととする。

新旧対照表

都市計画部公園緑地課

現行	改正案
<p>(補助の対象)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる生垣は、次の各号に該当するものとする。ただし、立地条件等に特別な事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 水戸市内の住宅用地において、新設するもの又は既存のブロック塀等を取り壊し、生垣に改造するもの（国または公共団体の設置するものを除く。）</p> <p>(2) 公共用道路に面するもので、その延長が5メートル以上であるもの（道路の幅員が4メートル未満の場合は、その中心線から2メートル以上後退させて設置するものに限る。）</p> <p>(3) 樹木の高さがおおむね1メートル以上で、相互に葉の触れ合う程度に列植され、生垣の外観を備えるもの</p> <p>(4) ブロック塀等の内側に設置するもので、当該ブロック塀等の高さがおおむね50センチメートル以下であるもの</p> <p>(5) この要項による補助金の交付を受けた生垣の設置場所と同一の敷地に、設置するものでないもの</p> <p>(6) 販売を目的とする住宅用地に設置するものでないもの</p> <p>(7) その設置について国または地方公共団体から補助又は補償を受けたものでないもの</p>	<p>(補助の対象)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる生垣は、次の各号に該当するものとする。ただし、立地条件等に特別な事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 水戸市内の住宅用地において、新設するもの又は既存のブロック塀等を取り壊し、生垣に改造するもの（国または公共団体の設置するものを除く。）</p> <p>(2) 公共用道路もしくは隣接敷地境界に面するもので、その総延長が5メートル以上であるもの（道路の幅員が4メートル未満の場合は、その中心線から2メートル以上後退させて設置するものに限る。）</p> <p>(3) 樹木の高さがおおむね1メートル以上で、相互に葉の触れ合う程度に列植され、生垣の外観を備えるもの</p> <p>(4) ブロック塀等の内側に設置するもので、当該ブロック塀等の高さがおおむね50センチメートル以下であるもの</p> <p>(5) この要項による補助金の交付を受けた生垣の設置場所と同一の敷地に、設置するものでないもの</p> <p>(6) 販売を目的とする住宅用地に設置するものでないもの</p> <p>(7) その設置について国または地方公共団体から補助又は補償を受けたものでないもの</p>

現状

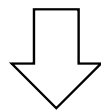


- ..... 生垣補助対象箇所
- ..... 生垣補助対象外

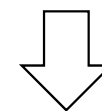
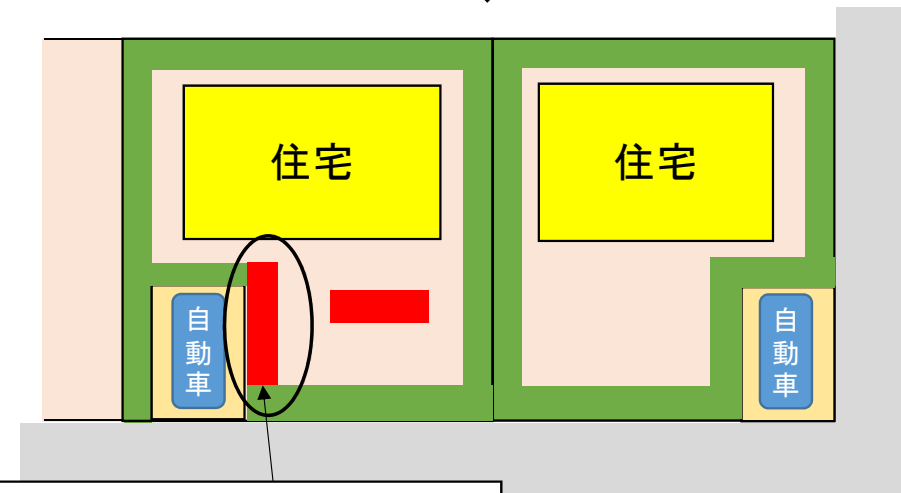
補助対象となる生垣

・道路に面している部分

(道路から放して設置する場合(駐車スペース等), 3メートル程度が上限)



変更案



補助対象となる生垣

・道路に面している部分

・隣接敷地との境界に面している部分

(道路から放して設置する場合, 3メートル程度が上限(但し, 駐車スペースの場合は駐車に要する範囲で放してよいこととする))

※補助対象外の理由

- ・生垣の延長が道路に面していない
- ・隣接敷地にはすでに面している他の生垣がある

道路に面している  
道路から設置箇所を放す場合、  
駐車等に必要面積のみ

道路に面していない

道路に面している

自動車

道路A

道路Bに面しているが、道路との間に  
既にほかの生垣があるので、対象外

道路B

自動車

道路B

自動車

自動車

3m以上でも可(駐車に必要な面積のみ)

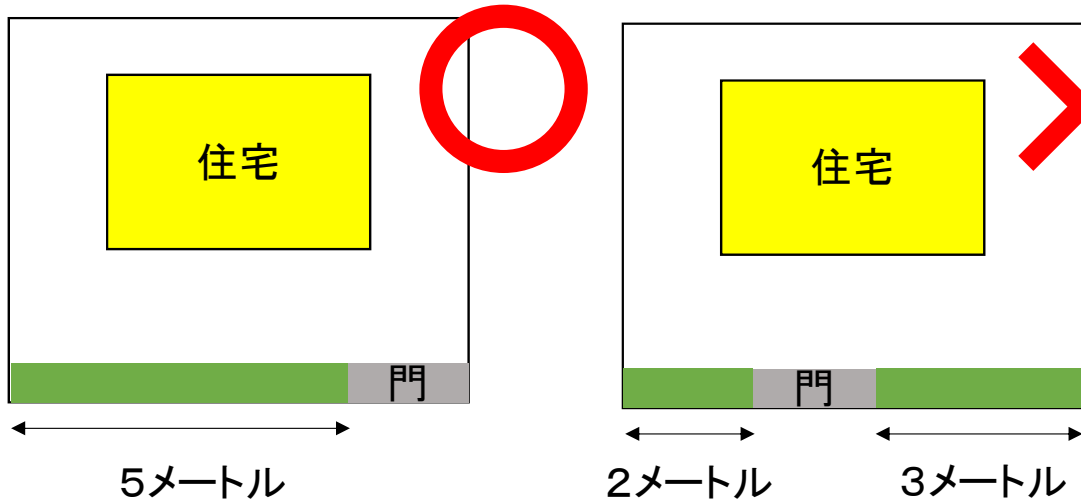
駐車スペース等で生垣を道路から放  
して設置する場合、従来は3m程度を  
上限としていたが、改正後は駐車に必  
要な面積分放してよいこととする。

道路との間に既にほかの  
生垣があるので対象外

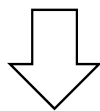
車庫

道路Aに面しているが、生垣の前に高さのあるものを設置する場合60cm以下と決まっているので、車庫等の高さのある工作物がある場合には対象外

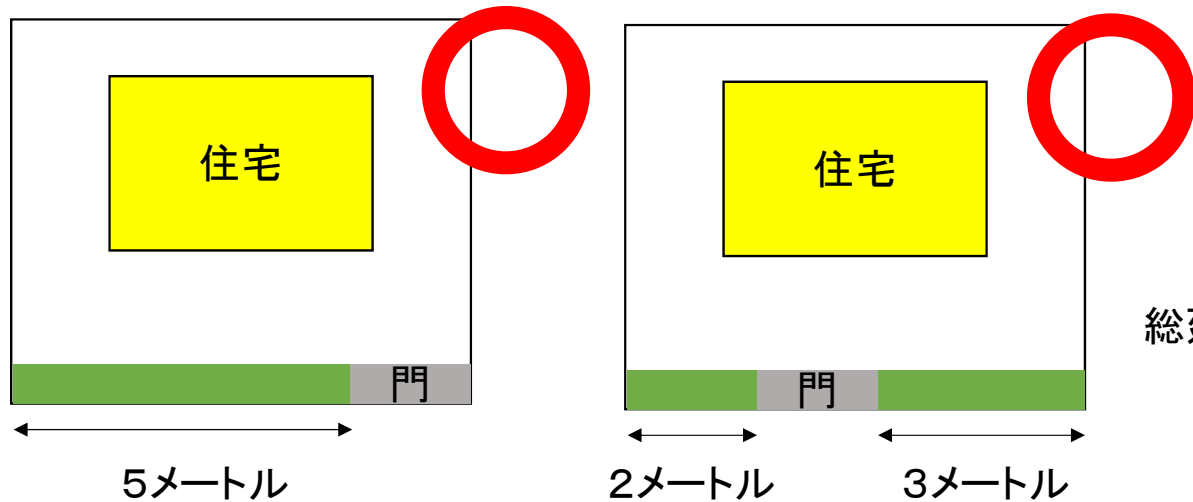
現状



延長5メートル以上の生垣が対象  
(5メートル以下に別れる部分は対象としていない)



変更案



総延長5メートル以上の生垣が対象

○水戸市生垣設置奨励補助金交付要項

平成3年4月1日

水戸市告示第49号

改正 平成7年3月31日告示第40号

平成7年12月7日告示第105号

平成20年10月20日告示第203号

平成27年11月2日告示第255号

(趣旨)

第1条 この要項は、緑豊かで安全な生活環境を確保するため、生垣を設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、水戸市補助金交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平20告示203・一部改正)

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる生垣は、次の各号に該当するものとする。ただし、立地条件等に特別な事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 水戸市内の住宅用地において、新設するもの又は既存のブロック塀等を取り壊し、生垣に改造するもの（国又は公共団体の設置するものを除く。）
- (2) 公共用道路に面するもので、その延長が5メートル以上であるもの（道路の幅員が4メートル未満の場合は、その中心線から2メートル以上後退させて設置するものに限る。）
- (3) 樹木の高さがおおむね1メートル以上で、相互に葉の触れ合う程度に列植され、生垣の外観を備えるもの
- (4) ブロック塀等の内側に設置するもので、当該ブロック塀等の高さがおおむね60センチメートル以下であるもの
- (5) この要項による補助金の交付を受けた生垣の設置場所と同一の敷地に、設置するものでないもの
- (6) 販売を目的とする住宅用地に設置するものでないもの
- (7) その設置について国又は地方公共団体から補助又は補償を受けたものでないもの

(平7告示105・平20告示203・平27告示255・一部改正)

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げるところにより算出する。

- (1) 生垣を設置する場合の補助金の額は、設置に要する経費の2分の1とし、その限度額は、150,000円とする。ただし、1メートル当たりの補助金の額は、5,000円を限度とする。
- (2) 生垣を設置するために、ブロック塀等を撤去する場合の補助金の額は、撤去に要する経費



の2分の1とし、その限度額は、90,000円とする。ただし、1メートル当たりの補助金の額は、3,000円を限度とする。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(平20告示203・一部改正)

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生垣設置奨励補助金交付申請書（様式第1号）に生垣設置計画図、工事金額見積書を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、その内容等を調査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、生垣設置奨励補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(設置完了の報告)

第6条 申請者は、生垣の設置が完了した場合は、生垣設置完了報告書（様式第3号）に領収書の写し、工事金額内訳書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請の内容に変更が生じたときは、生垣設置奨励補助金交付申請変更届（様式第4号）をあわせて提出しなければならない。

(平20告示203・一部改正)

(補助金額の確定)

第7条 市長は、前条の規定により報告があった場合は、その内容等を調査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、生垣設置奨励補助金額確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の通知を受けた申請者は、速やかに補助金の請求をするものとする。

(平7告示40・全改)

(所有者等の義務)

第9条 補助金の交付を受けた者は、生垣を常に良好な状態に保つよう努め、設置から5年以上は生垣として活用しなければならない。

(平20告示203・一部改正)

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が、この要項に違反したとき、又は偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。

付 則 (平成7年3月31日告示第40号)

この要項は、平成7年4月1日から施行する。

付 則 (平成7年12月7日告示第105号)

この要項は、公布の日から施行する。

付 則 (平成20年10月20日告示第203号)

この要項は、公布の日から施行する。

付 則 (平成27年11月2日告示第255号)

この要項は、公布の日から施行する。